

堺市立陵南中学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめ防止に向けた基本姿勢

本校の教育目標「たくましく生きる喜びと自信を」とその具体的目標である「愛情と信頼に結ばれお互いに尊敬しあい助け合う学校」の実現のため、教育活動全般にわたっていじめ防止に向けた教育活動の推進を行うものとする。

2. いじめに対する基本認識

すべての教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち、日々の指導にあたる。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに努める。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、保護者との連携を大切にし、できる限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応をとり、保護者との共通認識、理解を大切に粘り強い指導を行う。
- (4) 普段からの保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

3. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) すべての子どもが、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団作り、学級づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動とおし、規範意識や集団の在り方などについての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を払う。
- (5) 常にいじめに対する危機感を持って、子どもたちとかわることを心がける。いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実に努める。
- (6) 子ども理解、発達課題などの障害などに関する教員研修の充実に取り組み、いじめ相談体制の整備、及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや、劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切に授業づくりなど、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業ではストレスを発散させることの大切さについて学習し、各学期に定期的に一回以上、または問題行動が起こった時など、積極的に教育相談を行うことで生徒の様子が把握できるように努める。
- (10) 特別活動などを通し、スマートフォンや SNS の利用方法などに対しての生徒一人ひとりのネットモラルの意識の向上に取り組む。

4. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで多く発生しており、学校は全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(例：いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 子どもの声に耳を傾け。(例：年3回のいじめアンケート調査、それを基にした教育相談、個人面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(例：いじめ対応チェックリスト、ネットいじめ防止プログラム等)
- (4) 保護者との情報を共有する。(例：連絡ノート・家庭電話・家庭訪問・塾や習い事での人間関係・PTAの会議など)
- (5) 地域と日常的に連携する。(例：地域行事への参加、関係機関との情報共有など)

5. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得できる解消に努める。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 関係した教員一人が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察などに相談して、協力を求める。
- (6) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。
- (7) いじめが解消した後も保護者との継続的な連絡を取り合うことで、再発を防止するように努める。

6. いじめアンケート調査の実施

7月、12月、2月の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じて、全学年においていじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

アンケートは当該学年卒業後1年間保存する。

7. 「いじめ防止対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長・教頭・主幹教諭・当該担任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭を基本メンバーとし、場合によっては、スクールカウンセラー、人権、道徳担当を加えたメンバーを構成員とし、

「いじめ防止対策委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」を直ちに開くことで情報を共有し、対策を立てる。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒や各家庭から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめ問題などに関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎ情報提供ができる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など、外部専門家等と積極的に連携をとり、対応する。また、いじめ問題に対する校内研修を実施する。

8. 重大事態対応

重大事態が発生した際には、直ちに教育委員会に報告し、本委員会が調査機関として事態確認等、徹底した調査に努め、迅速に教育委員会に報告する。

※重大事態（いじめ防止対策推進法 第28条より）

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事態」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められる事態」

「生徒や保護者がいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

9. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、全学年を対象にネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においても、学校HPや通信などを通して、これらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局や地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。さらにネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

10. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 子どもたちの遊び・悪ふざけなど、度が過ぎる行為があった場合やいじめが疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止めることと、その後、ただちに学年教員間での情報共有に努める。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全を十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。また、いじめをはやし立てる等、同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為である事を理解させる。【傍観者・観衆への対応】
- (5) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (6) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日ごろから生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みなどが評価されるよう、留意すること。

11. いじめ防止対策における留意事項

- (1) いじめ防止に関し年間を通じ教育活動のあらゆる場面で指導を行う。
- (2) 「校内いじめ対策委員会」は年度初めに年間計画を立て全職員で確認する。
- (3) 特に次の点は必ず計画に入れるものとする。

1 学期

6月 いじめアンケート実施
7月 教育相談実施

2 学期

9月 教育相談実施
11月 ネットいじめ防止プログラム
12月 いじめアンケート実施

3 学期

2月 いじめアンケート実施
3月 教育相談実施